



平成26年 春季全国火災予防運動が実施されました

市消防本部は、宜野湾警察署と合同で巡回広報及び迷惑駐車指導を行いました。消防自動車が行きつらぬ箇所がいくつかあり、チラシ等にて周知しました。いざというとき通行できるよう、日頃から市民の皆さまのご協力をお願いいたします。

「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」(3つの習慣、4つの対策)に心がけましょう。

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろ等のそばを離れるときは、必ず火を消す。

設置しましたか?住宅用火災警報器

現在、はがきによる住宅用火災警報器の設置調査を行っています。100%の設置をめざしてご協力をお願いいたします。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

宜野湾市の住宅用火災警報器設置率 **67.1%** (平成25年6月現在)

問合せ: 市消防本部 予防課 ☎892-1850

宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例の施行について

宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例が平成26年4月1日から施行されました。本条例は墓地経営の許可基準及び手続きのほか個人墓地の承継、適正管理に関する事項を定めています。

個人墓地の承継について

個人墓地の所有者が亡くなられた場合は、墓地の承継者を決めたい、その旨を市長(環境対策課)に届け出て、新たに許可を受けなければなりません。墓地の承継手続きがなされない場合は、承継者の把握ができなくなり、無縁墓地になる可能性があります。無縁墓地は、ゴミの不法投棄や害虫発生など地域の住環境悪化につながる恐れがあります。個人墓地の所有者が亡くなられた場合は、墓地の承継者を決め、環境対策課まで必ずご連絡ください。

清明祭・七夕における墓地の清掃について

墓地の所有者又は管理者には、墓地の清掃、安全管理の徹底を義務付けています。清明祭・七夕などの行事及び法事の際には、墓地を清掃し、墓石等が倒壊する恐れがある場合は安全措置を講じてください。また、清明祭を行う際は、他人の敷地への無断駐車を行わないよう配慮をお願いします。必ず所有者等へ確認を取るようしてください。

なお、墓地の清掃で出たゴミは各自持ち帰り、適正な処分をお願いします。

市民の皆様へのお願い

墓地を造成する際には、標識を設置するよう義務付けています。無許可墓地の造成を防止するため、標識を設置せず、造成をしていると思われる墓地を発見した際は、環境対策課までご連絡ください。

問合せ: 環境対策課 ☎893-4411 内線451

小学生～高校生のための 夏休み海外派遣 参加者募集

内容 ホームステイ・ボランティア・文化交流・学校体験・英語研修・地域見学・野外活動など

派遣先 米国・英国・豪州・カナダ・サイパン・セブ・フィジー

日程 7月25日(金)～8月17日(日)

対象 小学校3年生～高校3年生

参加費 25～65万円 **締切** 6月2日(月) および9日(月)

※上記内容は事業により異なります。

問合せ・資料請求: (公財) 国際青少年研修協会
東京都品川区西五反田7-15-4 ☎03-6417-9721

就労支援パソコン講座

はじめてのパソコン講座

日程 5月13日(火)～8月12日(火) 18:00～19:30

受講料 月額3,500円 **定員** 10人 毎週火曜日・木曜日

改正消費税とパソコン会計(弥生会計使用)

日程 5月8日(木)、15日(木)、22日(木) ※各回同一内容

時間 13:30～16:30 **受講料** 1,000円 **定員** 各回10人

場所 宜野湾市ベイサイド情報センタービル 1階

受付期間 4月21日(月)～5月8日(木)

申込方法 電話またはFAXにて申込み

申込み・問合せ: NPO法人ゆいまーる
☎898-5107・FAX898-5101